

滞納は放置せず相談を！

10～12月は市税などの滞納整理強化期間です

ご相談はお電話でも
可能です！

問／収納課 ☎463-2023



市税・国民健康保険税は、朝霞市で私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までの自主的なご納付をお願いしております。
大多数の方が納期限までに納付されていますが、残念ながらごく一部の方のみが滞納している状況にあります。

R7現年課税分
市税徴収率

99.36%



滞納を放置していると、さまざまなリスクが発生！まずは相談を！

納期限

納期限を過ぎると、延滞金の計算が開始されます。延滞金の計算割合（令和8年1月～）は、最初の1か月間は年2.8%、その後は年9.1%です。



延滞金リスクの発生

督促状の発送

納期限までに納付がないと、督促状が発送されます。督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、法的に財産の差し押さえが可能になります。



差し押さえリスクの発生

催告書の発送・電話催告

それでも納付がない場合、納税義務者宛てに催告書の発送や、納税コールセンターから電話で連絡する場合があります。

※納税コールセンターが直接口座番号や暗証番号を聞いたり、ATMの操作を指示することはありません。

財産の調査

滞納が発生し、依然として相談がない場合、財産の調査を行います。預金・生命保険の照会や、所有している不動産の調査、勤務先・取引先への照会をさせていただく場合もあります。



調査によるリスクの発生

財産の差し押さえ・換価

財産が発見された場合には差し押さえを執行します。差し押さえた財産（預貯金・生命保険・給与・売掛金・不動産等）は換価し、未納税に充てられます。

（参考：令和7年度差押件数 892件）



休日納税相談窓口を開設しています！

平日の相談が難しい場合は、ぜひご利用ください。
お電話での相談も可能です。

実施日 毎月第1・3日曜日
（5～7月は第4日曜日も実施）
※1・8月の第1日曜日を除く

時間 午前8時30分～正午

会場 朝霞市役所 収納課（2階20番窓口）
※庁舎本館北側の夜間通用口をご利用ください。
（正面玄関からは入れません）



口座振替なら確実です！

納期限に自動引き落とし！納め忘れを防止できます。

3
簡
単
！
ステップ

お電話にて
申込書を請求



必要事項を
記入・押印



返信用封筒に
入れて返送



さらに
簡単！

ペイジー口座振替サービスもあります！

下記の窓口で端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座振替手続きが完了！口座届出印も不要です。

●キャッシュカードと本人確認資料をお持ちください。

ペイジー受付窓口 収納課 国保年金課 内間木支所
朝霞台出張所 朝霞駅前出張所

問／収納課管理係 ☎463-2040



市ホームページ